

# 水密戸の統一解釈に関する事項

## 改正規則等

鋼船規則 C 編及び CS 編  
鋼船規則検査要領 C 編及び CS 編

## 改正理由

IACS は、SOLAS 条約第 II-1 章に規定される水密性が要求される戸の開閉表示装置や警報装置の要否といった詳細要件を取り纏めた IACS 統一解釈 SC156 を 2002 年に策定した。本会は同統一解釈の Rev.1 までを既に本会規則に取り入れている。

2020 年 2 月に開催された IMO 第 7 回船舶設計・建造小委員会（SDC 7）では、同統一解釈を取り入れた IMO サーキュラー MSC.1/Circ.1572 の改正が合意され、2020 年 11 月に開催された IMO 第 102 回海上安全委員会（MSC 102）にて承認された。

また、IACS では、当該 IMO サーキュラーの改正内容を取り入れた IACS 統一解釈 SC156（Rev.2）が採択された。

このため、改正後の IMO サーキュラー MSC.1/Circ.1572/Rev.1 及び IACS 統一解釈 SC156（Rev.2）に基づき、関連規定を改めた。

## 改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 水密戸の開閉状態の定義「航海中に通常は開放されるもの」を削除した。
- (2) 水密戸の開閉状態の定義「航海中に使用されるもの」を改めた。
- (3) 戸の制御のための油圧装置の圧力低下を知らせる警報に関する要件を改めた。
- (4) 要求される警報装置への通常の電力供給停止を知らせる警報の設置場所についての要件を追加した。
- (5) ヒンジ式の戸について、単一動作により締付されるものとする旨、改めた。

## 改正条項

鋼船規則 C 編 13.3.1, 13.3.6  
鋼船規則 CS 編 13.3.1, 13.3.10  
鋼船規則検査要領 C 編 表 C4.3.1-1., 表 C4.3.1-2., C13.3.1, C13.3.6  
鋼船規則検査要領 CS 編 CS13.3